プロダクト・サポート契約のお申込み前に、必ずお読みください

プロダクト・サポート契約条項（注文書用）
（PostgreSQL製品）

お客様（以下「甲」といいます。）及び株式会社アシスト（以下「乙」といいます。）は、甲が乙に提出する注文書その他書面（電子メールその他の電磁的方法を含みます。）（以下「注文書等」といいます。）に記載されたプロダクト・サポート対象製品及びその更新版（以下、総称して「本件プログラム」といいます。）に係るプロダクト・サポートに関し、本契約条項（下記第１条で定義する共通条項（以下「共通条項」といいます。）を含みます。）所定の条件にて、プロダクト・サポート契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第１条 本契約の成立、用語

(1)本契約については、甲が、本契約条項の条件に同意の上、注文書等を乙に交付し、乙の甲に対する注文請書又は電子メールの送付等による承諾の意思表示の到達により成立するものとします。なお、乙は甲に対し乙所定提供書（電子メールその他の電磁的方法を含みます。）（以下「乙所定書面」といいます。）により本契約個別の事項を明示するものとし、乙所定書面は本契約と一体として甲乙間で効力を有するものとします。

(2)甲がプロダクト・サポートの最終受益者（本件プログラムの使用権許諾先のことを指し、以下「エンドユーザー」といいます。）ではない場合、甲は、その責任において、エンドユーザーに対し、本契約条項と同等の条項を遵守させ、本契約条項に基づき甲が乙に対して負担する義務と同等の義務を負わせ、その遵守及び履行について一切の責任を負うものとします。

(3)共通条項は、乙所定のインターネットホームページ（http://www.ashisuto.co.jp/support/keiyaku/）掲載の「プロダクト・サポート契約条項（注文書用）共通条項Ｂ」に定めるものをいいます。

(4)次条以降の条項と共通条項とが矛盾･抵触する場合は、当該矛盾・抵触の限度で次条以降の条項が優先して効力を有するものとし、また、前文及び本条以降の条項に定めのない用語の定義は、共通条項第１条の定めるところによります。

第２条 本件プログラムの提供元

本件プログラムの提供は、PostgreSQL Global Development Group によるものです。

第３条 プロダクト・サポート（乙標準）

本契約において「プロダクト・サポート(乙標準)」は、乙所定のプロダクトサポート規定(http://www.ashisuto.co.jp/support/keiyaku/)に基づき実施されるものとします。当該プロダクトサポート規定に本契約の条項と異なる定めがある場合は、当該プロダクトサポート規定の定めが優先します。

第４条 特約事項

(1)共通条項第４条第５項(3)「本件プログラムの提供元」は、株式会社SRA OSS（以下「丙」といいます。）に置換えるものとします。乙は丙と協力してプロダクト・サポートの提供を実施するものとします。

(2)共通条項第 13 条は、次に読み替えるものとします。

「第４条（秘密保持義務）は本契約終了後５年間、プロダクト・サポート契約条項第１条（本契約の成立、用語）、第２条（プロダクト・サポート料の支払）、第３条（損害賠償）、第６条（輸出規制）、第８条（不可抗力等）、第９条（権利義務の譲渡等の禁止）、第 10 条（反社会的勢力に該当しないことの保証）、第 12 条（解除）第２項及び第３項、本条、第 15 条（準拠法及び合意管轄）、第 16 条（完全合意）は本契約終了後も引き続き有効に存続するものとします。」

以上